

指名停止の状況

業者名	指名停止の期間	指名停止の理由	要領適用条項
株式会社佐藤工務店	令和8年5月22日から 令和8年8月21日まで (3か月)	<p>愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、株式会社佐藤工務店 代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。</p> <p>したがって、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領に基づき、株式会社佐藤工務店に対し指名停止を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">・第2条第1項・別表第2第7号